

令和6年度事業計画

(事業期間 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで)

公益財団法人 中央温泉研究所

1. はじめに

国内で湧出する温泉は、成分や泉質及びその効能も多様性に富んでいる事が特徴である。温泉の利用は、保健、休養、レクリエーションなどの場として、更には、地域の活性化や観光産業の振興、また最近では温泉発電にみられるような温泉熱エネルギーの活用等にも寄与し、国民にとっては欠かせない存在となっている。

温泉法は、温泉を保護し、利用の適正化を図る為に、温泉の掘削、増掘や動力装置の設置、公共の浴用、飲用基準に加えて、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガス等による災害を防止する為の措置を定めているが、何れの行為も許可や指導の判断には科学的知見とデータの蓄積・解析が不可欠である。

当財団は、長年にわたって培ってきた経験とノウハウを活かしつつ、温泉の科学的調査・研究に取り組み、温泉資源の保護と適正な利用及び温泉の採取などに伴う災害の防止、温泉資源の重要性に関する啓発を行う事を通じ、自然環境の保護並びに地球環境の保全に寄与すると共に、公益法人関係法に則した規律により適正な運営に努める。

令和6年度の事業計画に当たっては、国の施策に注目し、温泉資源の保護を図りながら、自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に向けた施策の一層の促進に協力し、温泉の保護と適正利用に関する調査の実施、温泉湧出状況の連続観測及び変動傾向を把握し、工事等による周辺温泉源泉への影響等についての調査、温泉資源の動向モニタリング調査、温泉供給設備の改修計画の策定、省CO₂にむけた設備の高効率化事業にともなう計画策定及び工事管理などの事業に取り組む事とする。

コロナ禍を経ても、国民の温泉、温泉保養地への人気は高く、旅行者の増加がそれを物語っている。現在は、円安の影響もあり訪日外国人が過去最高となっている。その外国人達にも温泉地は注目され、立ち寄りしたい場所として人気を博している。当研究所もこれまでの調査研究結果に基づく考察を行うと共に、様々な視点から温泉に対する新たな業務の受注を目指したい。

2. 事業計画

「公益目的事業会計」

(1) 公1事業（温泉に関する化学的、地質学的研究調査）

ii 国等調査研究事業

温泉湧出状況の連続観測及び変動傾向や変動要因を把握し、土木工事や新規温泉開発工事の周辺源泉への影響を調査、温泉の適正利用に関する施行状況調査等を行う。

(2) 公2事業（温泉資源の探査・適正調査、指導）

ii 国等調査研究事業

温泉資源のモニタリング、温泉の適正採取量の検討、温泉資源と利用状況の経年変化等に関する調査等を行う。

iii 国等設備等設計事業

温泉供給設備の改修計画の策定等を行う。

(3) 公3事業（温泉の分析検査、分析法等）

i 分析事業

（分析検査）

- ・ 鉱泉分析法指針による温泉成分の分析の実施
- ・ 可燃性天然ガスの分析の実施

(4) 公4事業（温泉保護・適正利用に関する研修会、成果発表等）

vi 温泉管理等研修会事業

温泉旅館経営者や温泉事業者及び地方公共団体の温泉行政担当者等を対象に、温泉の保護と適正利用（資源管理や衛生管理を含む）に関する研修会を開催する。

vii 技術書頒布・相談・指導等事業

地方公共団体、温泉関係学会等における各種講習会への講師派遣を行うと共に、温泉の適正利用及び危険防止策に関する相談等に適宜応じる。

温泉の掘削許可申請や動力装置許可申請の審議を行う都道府県の温泉審議会への委員として参加し、温泉保護と適正利用に鑑みた温泉行政の推進に貢献する。

「収益事業等会計」

(5) 収1事業（温泉現況等調査）

iv 一般調査事業

温泉湧出状況調査、工事による源泉への影響観測調査等を行う。

(6) 収2事業（温泉利用設備設計・管理）

v 一般設備等設計事業

温泉供給設備の設備改修等の計画策定等を行う。